

第10 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い

政令第13条第1項に規定する水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下この項において「水噴霧消火設備等」という。）の設置に係る取り扱いは、次によること。

1 防火対象物の道路の用に供される部分

政令第13条第1項の規定により防火対象物の道路に供される部分で、床面積が、屋上部分にあっては600m²以上、それ以外の部分にあっては400m²以上には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「防火対象物の道路の用に供される部分」として規制の対象となる道路は、建築物と一体をなすと認められる構造のものであり、建築物と分離構造をなしている道路は含まれないものであること。

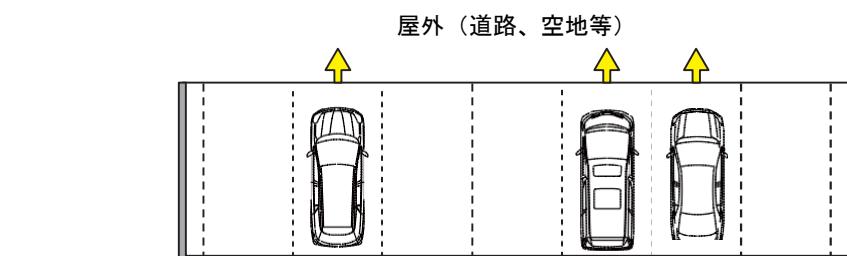
従って、高架下に構造的に分離して設けられている建築物を有する高架道路、建築物の構造と分離して設けられている地下トンネル内の道路等は、該当しないものであること。

また、道路と建築物とが一体をなすと認められる防火対象物の道路の用に供される部分としてとらえる場合における当該道路については、省令第31条の8において、道路法による道路等交通の用に供される道路で自動車の通行が可能なものが定められているものであること。

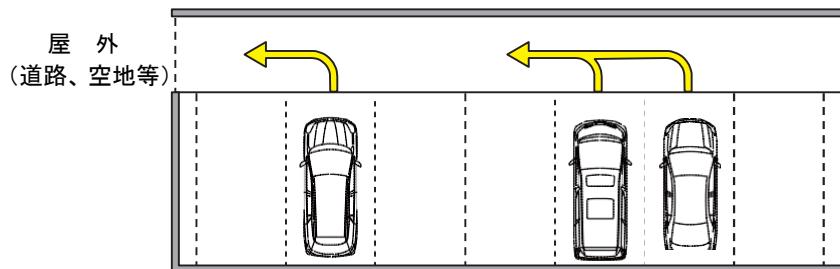
従って、防火対象物の関係者、利用者等が主として使用する当該防火対象物内の通路、傾斜路、駐車場進入路等及び敷地内の防火対象物への取り付け通路等は、これに含まれないものであること。

2 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造

政令第13条第1項の規定により駐車の用に供される部分で、当該部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200m²以上、1階にあっては500m²以上、屋上部分にあっては300m²以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階」とは、第10-1図の例に示すとおり、自動車が横に1列に並んで収容されている車庫のように、それぞれの車が同時に車路等を通らず直接屋外（道路、空地等）に出ることができるものをいうが、2列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができるものと解して差し支えないものであること（直接屋外に出ることができる部分が常時外気に直接開放されているものに限る。）。



(認められない例)



【第10-1図】

3 電気設備が設置されている部分

(1) 政令第13条第1項表中「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」には、次に定めるものが含まれるものであること。

ア 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備等（これらの設備については、全出力が20キロワット以上のもの）若しくは急速充電設備（全出力が20キロワットを超えるもの）又は蓄電池設備（容量

が4,800アンペアア ワー・セル以上のもの)

- イ (1)に定めるものの電路に接続するリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等（以下「電気機器類」という。）。ただし、次に掲げるものを除く。
- (ア) 内部に電気機器類を含まない配電盤、分電盤又は制御盤
- (イ) 冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- (ウ) 電気設備のうち容量が20KVA未満（同一の場所に2以上の電気が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの

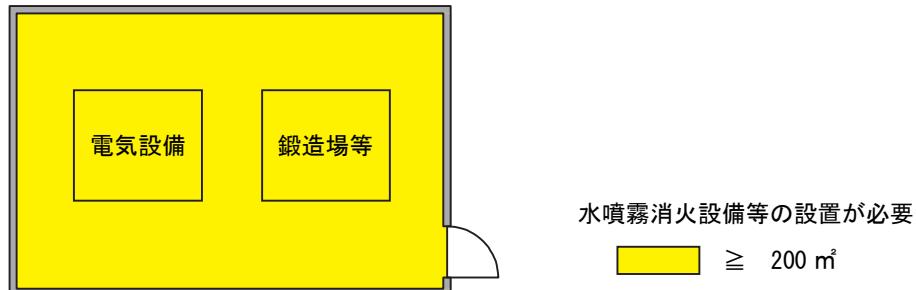
[A1]

- (2) 電気設備が設置されている部分の床面積は、第2章第3建築物の床面積及び階の取り扱い2(5)によること。

4 多量の火気を使用する部分

- (1) 政令第13条第1項の規定により鍛造場、ボイラ室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）で、床面積が200m²以上の防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、入力の合計が350kW以上のものが設置されている場所が該当するものであること。
- (2) 同一の場所に2以上の火気使用設備が設置されている場合の入力は、それぞれの火気使用設備の入力の合計をいうものであること。
ただし、1の火気使用設備の入力が350kW未満で、かつ、他の火気使用設備との水平距離が10mを超える場合は、この限りでない。
- (3) 鍛造場等の床面積の算定は、前(1)及び(2)によるほか、第2章第3建築物の床面積及び階の取り扱い2(5)によること。

5 電気設備の部分と鍛造場等の部分とが同一の室にあり（区画はされていない。）、当該部分の床面積が200m²以上の場合は、水噴霧消火設備等の設置が必要であること。（第10-2図参照）



【第10-2図】

6 通信機器室

政令第13条第1項の規定により通信機器室で、床面積が500m²以上の防火対象物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「通信機器室」とは、次に掲げる室その他これらに準ずる室をいうものであること。

ア 電話通信機器室

電話通信を行うに必要な機器が設けられている室で、自動機械室、市外機械室及び手動交換室（これらの機械の保守及び調整を行う電話調整室、試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）並びにケーブル室（ケーブル内に乾燥空気を供給する装置が置かれるガス施設室を含む。）をいう。

イ 電報通信機器室

電報通信を行うに必要な機器が設けられている室で、中継交換機械室、加入電信機械室、電信機械室及び通信室（これら機械の保守及び調整を行う加入電信試験室、電信試験室、加入電信調整室、印刷電信調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）並びにケーブル室をいう。

ウ 無線通信機器室

無線通信を行うに必要な機器が設けられている室で、無線機械室（冷却のためのプロア室、無線機械の保守

及び調整を行う無線調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。)をいう。

エ 搬送通信機器室

搬送通信に必要な機器が設けられている室で、搬送機械室(これら機械の管理、保守及び調整を行う回線統制室、搬送試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。)をいう。

オ データ通信機器室

データ通信及び料金計算を行うに必要な機器が設けられている室で、データ(料金計算を含む。)通信機械室(計算機械室、データプリント室、さん検孔室、テープ保管室その他これらに付随する調和機室及び前室その他これら機械の保守及び調整を行う計算機調整室を含む。)並びにケーブル室をいう。

7 合成樹脂類

(1) 不燃性又は難燃性の判断について

政令第13条第1項の規定により合成樹脂類で、危政令別表第4で定める数量の1,000倍以上貯蔵し、又は取り扱う政令別表第1に掲げる建築物その他の工作物には水噴霧消火設備等を設置しなければならないこととされているが、この場合の「不燃性又は難燃性」の判断は、試験の再現性等を考慮してJIS K7201に定める酸素指数法により判断することとし、当該試験法に基づく酸素指数26以上のもの及び固体でないものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこと。

なお、参考に合成樹脂類として一般的に使用されているもので、酸素指数が26未満のものを第10-1表に、また酸素指数が26以上のもの及び固体でないものを第10-2表に示すものとする。

この場合、第10-1表に示すものであっても、難燃化を行い、酸素指数が26以上となる場合があるので留意すること。

(2) 貯蔵又は取り扱いについて

「貯蔵し、又は取り扱うもの」とは、一定量以上の合成樹脂類を倉庫において貯蔵する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファーや椅子等、ホテルのベッド類、倉庫の保温保冷のため断熱材として使用しているもの等は該当しないものであること。なお、販売を目的として展示しているものは、貯蔵又は取り扱いに含まれるものであること。

【第10-1表(酸素指数26未満のもの)】

アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂(AS)
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂(ABS)
エポキシ樹脂(EP) ……接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂(UP)
ポリアセタール(POM)
ポリウレタン(PUR)
ポリエチレン(PE)
ポリスチレン(PS)
ポリビニルアルコール(PVAL) ……粉状(原料等)
ポリプロピレン(PP)
ポリメタクリル酸メチル(PMMA、メタクリル樹脂)
(注) ()書は略号又は別名を示す。

【第10-2表(酸素指数26以上のもの又は液状のもの)】

フェノール樹脂(PF)
ふつ素樹脂(PFE)
ポリアミド(PA)
ポリ塩化ビニリデン(PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル(PVC、塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂(UF)
けい素樹脂(SI)
ポリカーボネート(PC)
メラミン樹脂(MF)
アルキド樹脂(ALK) ……液状
(注) ()書は略号又は別名を示す。